

東京地裁 行政訴訟 (M) 完全勝利!

会社は、本部・地本・分会に対して謝罪せよ!

本日13時10分より、東京地方裁判所631号法廷に於いて裁判長から「原告（会社）の請求を棄却する」という判決が下され、私たちは完全勝利した。

これは、2005年5月22日から同年9月12日までに、会社が撤去した9点中の組合掲示物の内で7点を「労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である」と、中央労働委員会が救済命令を下したことに對して、会社は中央労働委員会の命令を不服として国を相手取り「不当労働行為救済命令一部取消請求事件」として、東京地方裁判所に訴訟を行ったのである。

会社からの組合掲示物撤去により、これまで最高裁判所において出された複数の決定を真摯に受け止め直ちに全ての不当労働行為を中止し、JR東海労中央本部・新幹線関西地方本部・名古屋車両所分会に対して謝罪文を手交し、私たちに心より謝罪すべきである。

しかし、会社は反省するどころか判決を無視し、会社の都合の悪いことや真実を組合員をはじめ他労組の組合員に知られないために不当労働行為を繰り返している。2010年10月に「大一運・大二運情報4WD NO. 8」を、2012年8月に大阪仕業検査車両所分会「分会情報NO. 61（ボーナスカット理由）」、大阪交番検査車両所分会「VIEW NO. 2（ボーナスカット理由）」の情報を組合掲示板から一方的に撤去通告を行い掲示物を撤去してきている。



会社は、不当労働行為を直ちに止める!